

# 群馬県公契約条例の解説

# 条例の構成

## **(第1条) 目的**

- ・ この条例の目的について規定

## **(第2条) 定義**

- ・ 「公契約」等の用語を定義

## **(第3条) 基本理念**

- ・ 条例の目的を推進するための基本理念を規定

## **(第4・5条) 県の責務、事業者等の責務**

- ・ 条例の目的を達成するための県及び事業者等の責務を規定

## **(第6条) 取組方針**

- ・ 基本理念を踏まえた公契約の締結及び履行を確保するため、県が取り組むべき方針（取組方針）を定めると規定

## **(第7条) 労働環境整備の確認のための措置**

- ・ 公契約従事者の労働環境整備のための措置について規定

## **(第8条) 意見聴取**

- ・ 公契約条例の適切な運用を図るため、外部有識者から意見聴取する場を設けることを規定

## **(第9条) 指定管理者制度における取扱い**

- ・ 指定管理者制度については、公契約条例の趣旨を踏まえ、公契約に準ずる取扱いを行うことを規定

# 第1条 目的

この条例は、県と事業者が対等な立場で公契約を締結することを踏まえ、公契約の基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、相互に協力して公契約に関する施策を総合的に推進することにより、公契約の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

## 【解説】

- この条例の目的は、県と事業者が対等な立場で結ぶ公契約について、その基本的な考え方（基本理念）を定め、県と事業者の責任を明らかにし、協力して施策を進めることで、公契約が公正かつ適正に運用されるようにすることです。
- これにより、「契約の透明性・公正性の確保、談合その他の不正行為の排除」、「総合的に質の高い公共サービスの提供」、「公契約従事者の労働環境の整備、地域経済の振興」、「県政課題の解決に向けた取組の推進」を図ります。

## 第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、その目的たる給付に対して、県が対価を支払う義務を負うものをいう。
- 2 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- 3 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - イ 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
  - ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を事業者又はイに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者
- 4 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。
- 5 公契約従事者 公契約に係る業務に従事する者をいう。

### 【解説】

- 「公契約」は、県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県が対価を支払うべきものと定義します（地方自治法第234条第1項）。
- 「事業者」は、県と公契約を締結、又は締結しようとする者と定義します。
- 県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者を「下請負者」といい、労働派遣事業として事業者や下請負者に労働者を派遣する者を「派遣事業者」といいます。下請負者と派遣事業者を合わせて「下請負者等」といいます。
- 事業者と下請負者を合わせて、「事業者等」といいます。
- 「公契約従事者」は元請・下請を問わず公契約に係る業務に従事する者をいいます。

## 第3条 基本理念①

公契約は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保され、談合その他の不正行為が排除されていること。
- 2 公契約は、県民の生活に関わる公共サービス等の提供のために行われることを踏まえ、そのサービス等の質を確保するため、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、総合的に優れた内容であること。

### 【解説】

1. 談合その他の不正行為は、適正な予算の執行を阻害するとともに、県民の利益を損ねるものです。契約の締結に至る過程において、談合や入札妨害などの不正行為を徹底的に排除する必要があります。
2. 適正な履行が見込まれない低価格での契約の締結（ダンピング受注）を防止するため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を活用します。より質の高いサービスの確保が必要な契約については、価格のみならず、多様な要素（技術力、地域貢献、環境に配慮する取組など）を総合的に評価する契約方式（総合評価落札方式、プロポーザル方式など）を活用します。

## 第3条 基本理念②

- 3 公契約は、公契約従事者の労働環境の整備及び地域経済の振興が図られるよう、適切な措置が講じられたものであること。
- 4 公契約は、その締結に至る過程において、県政の課題解決に向けて、事業者が行う社会的価値の実現に資する取組が勘案されたものであること。

### 【解説】

3. 公契約従事者の労働環境の整備と、地域経済の振興を両立させることを基本理念として位置づけるものです。
4. 「公契約を通じて、県政の課題解決に向けた施策を推進する」という観点から、契約の内容に応じ、入札参加資格審査に係る格付やプロポーザル方式などの契約の相手方を選定する方式において、障害者雇用や環境に配慮する取組などの事業者による社会的価値の実現に資する取組を勘案し、評価していくことが必要です。

## 第4条 県の責務①

- 1 県は、入札及び公契約における談合その他の不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、公契約の締結に至る過程及び内容の透明性を確保しなければならない。
- 2 県は、社会経済情勢の変化等を勘案し、原材料費、労務費その他の取引価格、需給の状況等（以下「市場価格等」という。）を踏まえ、適切に予定価格を積算するとともに、市場価格等の変動その他の契約後の事情に配慮し、必要に応じ、契約変更その他の適切な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公契約の発注に当たっては、特定の時期に集中しないよう計画的に行うとともに、適切な契約期間の設定に努めるものとする。

### 【解説】

県が公契約を適正に運用するために果たすべき具体的な責務を定めるもので、6項目あります。

1. 県は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、内部統制を徹底し、発注者が関与する談合はもとよりその他の不正行為の排除に取り組みます。
2. 予定価格を決める際には、社会経済情勢の変化を踏まえ、市場価格（原材料費、労務費など）等を考慮して適切に積算する必要があります。また、契約後における最低賃金額や労務単価等の改定や原材料費等の実勢価格の状況を踏まえ、県と事業者で協議のうえ、必要に応じて契約変更をはじめとする適切な措置を講じます。
3. 業務の発注が特定の時期に集中しないよう、計画的に発注を行います。また、契約期間についても、業務の内容に応じて適切に設定するよう努めます。

## 第4条 県の責務②

- 4 県は、入札及び公契約の締結の方法の決定に当たっては、その性質又は目的に応じて、多様な方法の中から適切な方法を選択するものとする。
- 5 県は、公契約従事者の労働環境の整備が図られるよう、公契約の適正な締結及び履行に必要な措置を講ずるとともに、地域経済の振興に資するよう、公契約の性質又は目的に応じて、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注機会の確保に努めるものとする。
- 6 県は、前各項に掲げるもののほか、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。

### 【解説】

4. 経済性に配慮しつつ、公共サービスの品質の維持・向上を図るため、契約の目的や内容に応じて、複数の契約方法の中から最も適切な方法を選択することを定めるものです。  
(一般競争入札、指名競争入札、随意契約、総合評価落札方式、低入札価格調査制度、最低制限価格制度)
5. 公契約に従事する人の労働環境が整備されるよう、契約の締結・履行に必要な措置を講じることについて定めるものです。また、地域経済の振興が図られるよう、県は、競争性を確保しながら、県内事業者の受注機会の確保に努めることについて定めるものです。
6. 基本理念4の「県政の課題解決に向け、事業者による社会的価値の実現に資する取組の勘案」を入札参加資格の格付等で行うとともに、上記1～5の各項目に掲げるもののほか、条例の目的を達成するために必要な取組を県が主体的に推進することを定めるものです。

## 第5条 事業者等の責務①

- 1 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者として社会的な責任を有することを認識し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令を遵守しなければならない。
- 2 事業者等は、公共サービス等の質を確保するため、公契約に基づく債務を適正に履行しなければならない。
- 3 事業者等は、公契約に基づく債務の履行に伴い、下請負者等と契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づく公正な契約を締結しなければならない。

### 【解説】

事業者等の責務を定めるもので、5項目あります。

1. 事業者等は、公契約に基づく債務を履行する者として、社会的責任を認識し、独占禁止法その他の関係法令を遵守することが求められます。
2. 事業者等は、公契約に基づく債務を適正に履行する責任があります。契約内容を守ることは、公共サービスの質の確保にも直結します。
3. 事業者等が下請負者等と契約を結ぶ場合には、適正な見積りに基づき、対等な立場で合意した公正な契約を締結する必要があります。これにより、下請負者等の保護と健全な取引関係が確保されます。

## 第5条 事業者等の責務②

- 4 事業者等は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守するとともに、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図らなければならない。
- 5 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【解説】

4. 労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令を遵守し、公契約に従事する人の適正な労働条件の確保や、働きやすい環境の整備を図ることが求められます。これは、事業者等の人材確保の安定化にもつながります。
5. 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に対して、協力するよう努めることが求められています。県と事業者が協力して施策を進めることで、条例の目的達成がより確実になります。

## 第6条 取組方針

## 第7条 労働環境整備の確認のための措置

### 【取組方針】

- 1 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。
- 2 取組方針には、公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

### 【労働環境整備の確認のための措置】

県は、規則で定める公契約の相手方である事業者等に対し、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため、報告書の提出を求め、又は必要に応じ自主的な改善措置を促すことその他の必要な措置を講ずるものとする。

### 【解説】

- 県は、公契約の締結・履行を確保するため、基本理念に基づいた「取組方針」を定めることとしています。取組方針には、施策の総合的かつ効果的な推進に必要な事項を盛り込みます。令和8年度に策定する予定です。
- 県は、規則で定める公契約※について労働条件等についての「労働環境報告書」の提出を求めたり、必要な改善を促すなど、従事者の労働環境が整備されているかを確認するための措置を講じることとします。

※規則で定める公契約・・・予定価格が工事請負5億円以上、業務委託1千万円以上のもの。

（業務委託は、庁舎等清掃、庁舎等警備、庁舎等受付案内、電話交換のいわゆる労働集約型業務が対象。）

# 第8条 意見聴取 第9条 指定管理者制度における取扱い

## 【意見聴取】

県は、この条例の適切な運用を図るため、必要に応じ、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

## 【指定管理者制度における取扱い】

県が公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準ずる取扱いをするものとする。

## 【解説】

- 県は、条例の適切な運用のため、取組方針などの重要事項について、学識経験者や関係団体の意見を聴くことが定めています。会議は年1回程度開催し、構成員は、学識経験者、弁護士、中小企業診断士、経営者団体、労働者団体などを予定しています。
- 公の施設の管理に係る指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき行われるもので「契約」ではないことから、条例の直接の対象にはなりません。条例の趣旨を踏まえ、指定管理者制度の運用を行うものとします。